平成２１年（フ）第１４４９号
千葉県八千代市勝田台１丁目25番地２　平和荘202号
債務者　小嶋　健次
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８６号
千葉県船橋市北本町２丁目48番13号　茂松荘104号
債務者　小林　英二
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８４号
千葉県八千代市大和田新田747番地１－３番館1302号
債務者　東　　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８５号
千葉県成田市御所の内15番地13　グランヴィルⅠ番101
債務者　東　　洋子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４号
千葉県船橋市西習志野４丁目１番11号　富士見荘203号
債務者　布施　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
千葉県船橋市二和西６丁目17番17号　コーポ明栄102号
債務者　園部　良秋
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
千葉県船橋市二和東６丁目32番34号　サンエイト101号
債務者　滝田　忠志
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
千葉県市原市新堀1269番地の１
債務者　時田　浩之
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
千葉県館山市亀ケ原646番地の２
債務者　山岡　和之
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第６７３号
兵庫県加古川市尾上町口里670番地の46
債務者　岡副　勝宏
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７３０号
兵庫県姫路市花田町高木66番地、従前の住所兵庫県篠山市今田町休場20番地７
債務者　浜口　治幸
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口530番地の15
債務者　青木　秀明
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県姫路市城北新町１丁目13番３－302号ヒロミネマンション
債務者　榎本　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７号
愛知県豊田市市木町１丁目17番地11　エンジェルパレスＡ－103号
債務者　山下虎介こと　宇都　虎介
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
愛知県岡崎市上和田町字上川田13番地　リヴィエール203
債務者　庄司　　学
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１号
岡山県新見市豊永赤馬4993番地
債務者　小割豊史朗
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午前11時
岡山地方裁判所新見支部

平成２１年（フ）第３６０２号
横浜市中区弥生町１丁目13番地　パークルームズ201号室
債務者　奥村　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部